つちや通信

１９９６年６月発行　第１号

新緑の季節となり、野山が若葉で飾られ活気に満ちあふれています。 この度、特に注目されている消費税改正を含む種々の税法改正が行われ、税務において変動が激しくなってきています。そういったなかで、皆様の関連の深い情報を少しでも早くお知らせして、日々の業務に役立てて頂きたいという思いがこの通信の発刊となりました。

Ⅰ　特別減税　　平成７年度と同じです。

◎還付税額は？　　①と②のいずれか少ない金額です。

①　１月から６月の間に支給した給料・賞与に対する『源泉徴収税額の合計金額の１５％相当額』

②　『２５，０００円』

◎還付時期は？　　原則として６月中に還付して下さい。

◎納付書への記載は？

①「年末調整による超過額」欄へ（減）表示して減税額を記入

②「摘要」欄へ「特別減税○年○月○日　○人 ○円」と表示

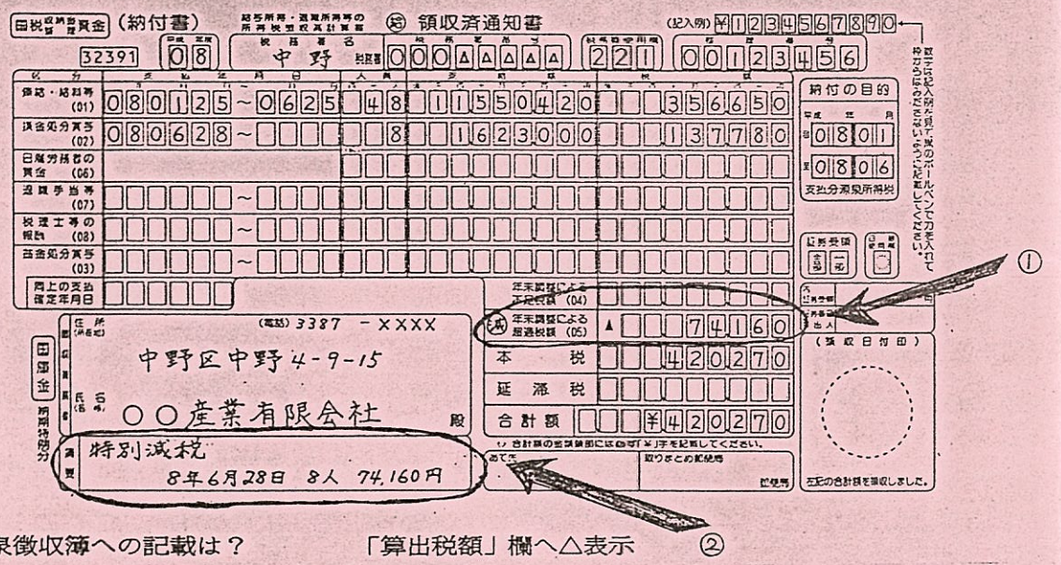

◎源泉徴収簿への記載は？　　「算出税額」欄へ△表示

〔記　載　例〕　〈還付した金額の平成８年分源泉徴収簿への移記〉

（平成８年分源泉徴収簿）

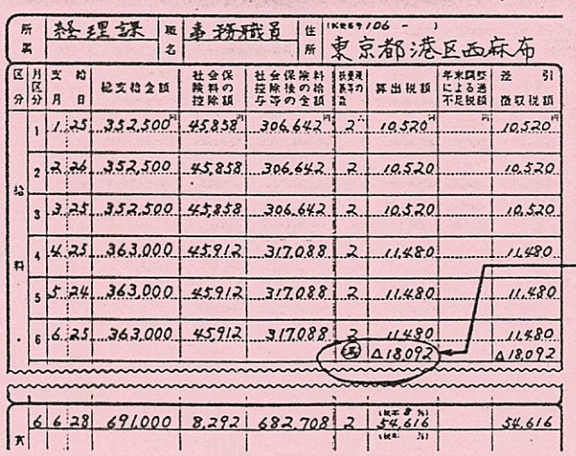

（各人別還付事績簿）

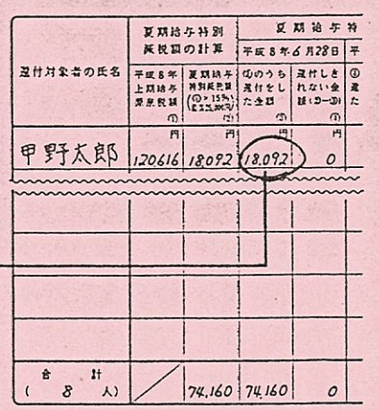

③の欄の金額を各人別の源泉徴収簿の「算出税額」欄に「㊍△18,092円」と記入します。

Ⅱ　消費税改正

平成９年４月１日以後の取引から税率が５％になります。

◎簡易課税制度の適用上限額の変更‥‥平成９年４月１日以後開始する事業年度から適用

基準期間（前々事業年度）の課税売上高の上限が４億円から２億円に引き下げられました

◎簡易課税制度の事業区分の変更‥‥‥平成９年４月１日以後開始する事業年度から適用

下記の表の通り、現行の第四種事業の一部が分離し第五種事業となり、みなし仕入れ率が５０％になります。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業（他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいいます。
第二種事業	80%	小売業（他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの）をいいます。
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業又は第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業及び第五種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業、金融・保険業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業になります。
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。

◎限界控除制度の段階的廃止‥‥‥平成８年４月１日以後終了する事業年度から適用

※契約から売上（又は支払）まで期間的ずれが生じる取引の取り扱い

・請負工事等‥‥‥平成８年９月３０日までに契約した工事等は、平成９年４月１日以後売上計上されるものについては現行税率（３％）が適用されます。

・リース取引‥‥‥平成８年９月３０日までに契約し平成９年４月１日前から引き続いて取引を行っている場合、現行税率（３％）が適用されます。

その他特別な取り扱いがありますので、詳しくは事務所又は担当者にお問い合わせ下さい

Ⅲ　土地等の譲渡税率改正　　平成８年１月１日以後の譲渡から適用

◎法人税の土地重課制度の特別税率（通常の法人税の他に下記の税率が課せられます）

長期所有　　１０％→５％

短期所有　　２０％→１０％

超短期所有　　３０％→１５％

◎個人所得税・住民税（長期譲渡）

譲渡益の４０００万円以下の部分　　２６％

〃　４０００万円超８０００万円以下の部分　　３２．５％

〃　８０００万円超の部分　　３９％

Ⅳ　源泉所得税の納期特例の納期限は７月１０日ですので、早めに準備してください。